

26. 水道料金等の変遷

(1) 水道料金

(単位：円)

区分		施行年月日	昭和 11. 5. 19	昭和 18. 10. 1	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	
専 用	基 本 料 金	計 量 制 (10㎡まで)	13mm	1.30	1.30	3.00	10.00	20.00	45.00	
			16〃	1.40	1.40	4.00	12.00	25.00	55.00	65.00
			20〃	1.50	1.50	5.00	15.00	30.00	65.00	100.00
			25〃	2.00	2.00	6.00	20.00	40.00	85.00	130.00
			50〃	3.00	3.00	7.00	30.00	60.00	130.00	195.00
			75〃	4.50	4.50	11.00	45.00	90.00	200.00	325.00
			100〃	6.00	6.00	15.00	60.00	140.00	310.00	650.00
	100〃超	10.00	10.00	25.00	100.00	200.00	440.00	1,300.00		
	定 額 制 (5人まで)	13mm	—	—	—	10.00	20.00	45.00	65.00	65.00
		16〃	—	—	—	12.00	25.00	55.00	65.00	65.00
		20〃	—	—	—	15.00	30.00	65.00	100.00	100.00
		25〃	—	—	—	20.00	40.00	85.00	130.00	130.00
		50〃	—	—	—	30.00	60.00	130.00	195.00	195.00
		75〃	—	—	—	45.00	90.00	200.00	325.00	325.00
100〃		—	—	—	60.00	140.00	310.00	650.00	650.00	
100〃超	—	—	—	100.00	200.00	440.00	1,300.00	1,300.00		
超 過 料 金	計 量 制	50㎡まで	0.12	0.12	0.25	1.00	2.00	5.00	7.00	
		200〃	0.10	—						
		500〃	0.08	0.11						
		1000〃	0.07	—						
		2000〃	0.06	0.90						
		5000〃	0.05	0.80						
		5001〃以上	0.04	0.70						
定 額 制	1人増	—	—	—	1.50	3.00	7.00	15.00		
	浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00		
	同居人1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00		
	支柱1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	10.00		
共 用	基 本 料 金	計量制	5㎡まで	0.50	0.50	1.50	5.00	10.00	22.00	
		定額制	5人まで	—	—	—	5.00	10.00	22.00	30.00
	超 過 料 金	計量制	1㎡につき	0.08	0.08	0.20	1.00	2.00	5.00	6.00
		定 額 制	1人増	—	—	—	1.00	2.00	5.00	10.00
			浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00
同居人1	—	—	—	1.00	2.00	5.00	12.00			
消 火 栓 演 習		10分毎	1.00	1.00	5.00	10.00	20.00	45.00	65.00	

(単位：円)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
		27. 1. 1	31. 4. 1	35. 4. 1	39. 1. 1	43. 12. 1	48. 4. 1		
家	庭用	基本10m ³ 超過 1m ³	100	130	一般用 220	280	280	280	280
			11	14	25				
官公署学校病院用 (病院・事務所・工場用)		基本 20m ³ 超過 1m ³	200	260	440	廃止	—	—	—
特殊営業用		基本 20m ³ 超過 1m ³	300	390	廃止	—	—	—	—
浴場用		基本100m ³ 超過 1m ³	800	1,040	1,300	1,800	1,800	1,800	1,800
共用		基本 5m ³ 超過 1m ³	45	59	100	130	130	130	130
定額専用		基本 5人 1人増 浴槽 1	110	143	廃止	—	—	—	—
定額共用		基本 5人 1人増 浴槽 1	60	78	廃止	—	—	—	—
消火栓演習		10分毎	100	100	100	100	廃止	—	—

(旧北総地区水道料金) ——— 昭和47年1月1日施行

料金	種別	基本水量 (一月につき)	基本料金 (一月につき)	超過料金	
				11～20m ³	21～100m ³
一般用		10m ³	380円	63円	69
				69	74
				74	

(一月につき)

区分		施行年月日		昭和51. 4. 1	昭和58. 12. 1	昭和63. 6. 1	平成元. 10. 1	平成8. 4. 1 (現行)	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1	令和元. 10. 1
		基本料金	口径 13 mm	230 円	320 円	330 円	計算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	380 円	計算した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。	計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。	計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。
20	520		725	770	890						
25	770		1,260	1,370	1,590						
40	2,200		4,100	5,400	6,350						
50	4,900		9,200	12,200	14,400						
75	11,000		21,000	28,000	33,100						
100	22,000		41,000	54,000	63,900						
150	60,000		113,000	150,000	177,600						
200	122,000		230,000	304,000	360,000						
250	—		409,000	541,000	641,000						
300	—		654,000	866,000	1,027,000						
従量料金	一般	1～10m ³	30 円	45 円	50 円	57 円					
		11～20	80	120	130	150					
		21～40	130	195	210	244					
		41～100	170	260	280	326					
		101～500	210	320	345	404					
		501m ³ 以上	250	350	375	441					
公衆浴場	共用	1m ³ につき	30 円	45 円	50 円	57 円					
		1m ³ につき	30 円	45 円	50 円	57 円					

(2) 給水申込納付金

口径	施行年月日	昭和48.4.1	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
13 mm		30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の110を乗じて得た額とする。
20		60,000	270,000				
25		130,000	460,000				
40		430,000	1,400,000				
50		740,000	2,500,000				
75		2,000,000	6,700,000				
100		4,000,000	14,000,000				
150		11,000,000	38,000,000				
200	φ200以上局長が		78,000,000				
250	定める額		138,000,000				
300			219,000,000				
350 以上			φ350以上局長が定める額				

(3) 開発負担金

口径	施行年月日	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
建築物負担金		計画一日最大給水量に1㎡当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金		造成面積に1㎡当たり650円を乗じて得た額				

- (注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5㎡以上の建築物をいう。
 2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000㎡以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

口径	施行年月日	昭和11.5.19	昭和21.3.1	昭和21.11.1	昭和22.9.1	昭和23.9.1	昭和24.9.1	昭和27.1.1	昭和31.4.1	昭和35.4.1
13 mm		—	—	—	4	9	13	20	26	廃止
16		—	—	—	6	13	13	20	26	
20		—	—	—	8	17	17	35	46	
25		—	—	—	10	22	22	40	52	
30		—	—	—	20	44	44	55	72	
40		—	—	—	40	88	88	100	130	
50		—	—	—	60	130	130	200	260	
75		—	—	—	80	175	185	290	377	
100		—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上		—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	